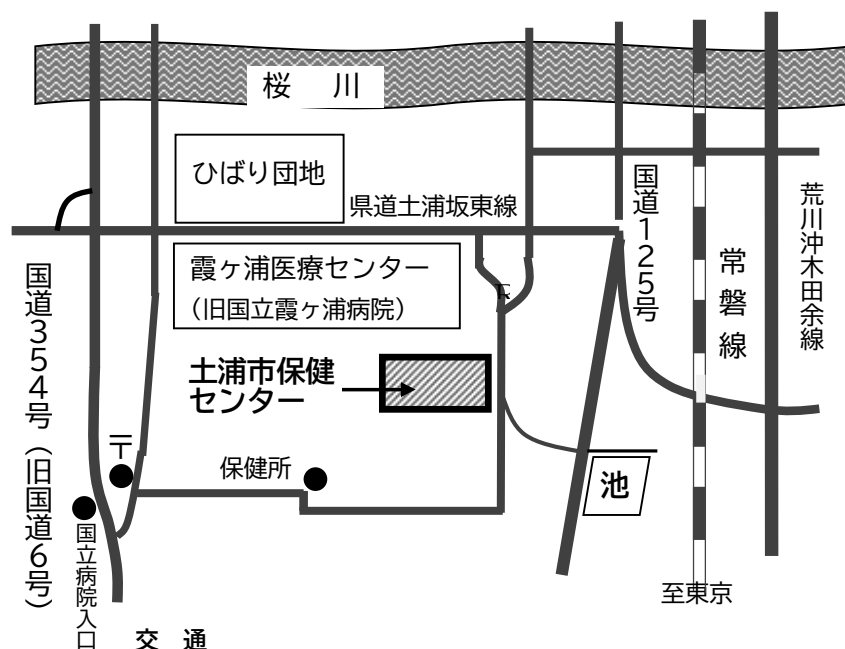




交通

- ・キララちゃんバス (JR 土浦駅西口3番のりば)
Bコース「土浦保健センター」下車 徒歩1分
- ・関東鉄道バス (JR 土浦駅西口6番のりば)
「学園並木・みどりの駅・水海道駅」「桜ユーク」行き
「国立病院入口」下車 徒歩5分

土浦市療育支援センター 早期療育相談

〒300-0812

茨城県土浦市下高津2-7-27

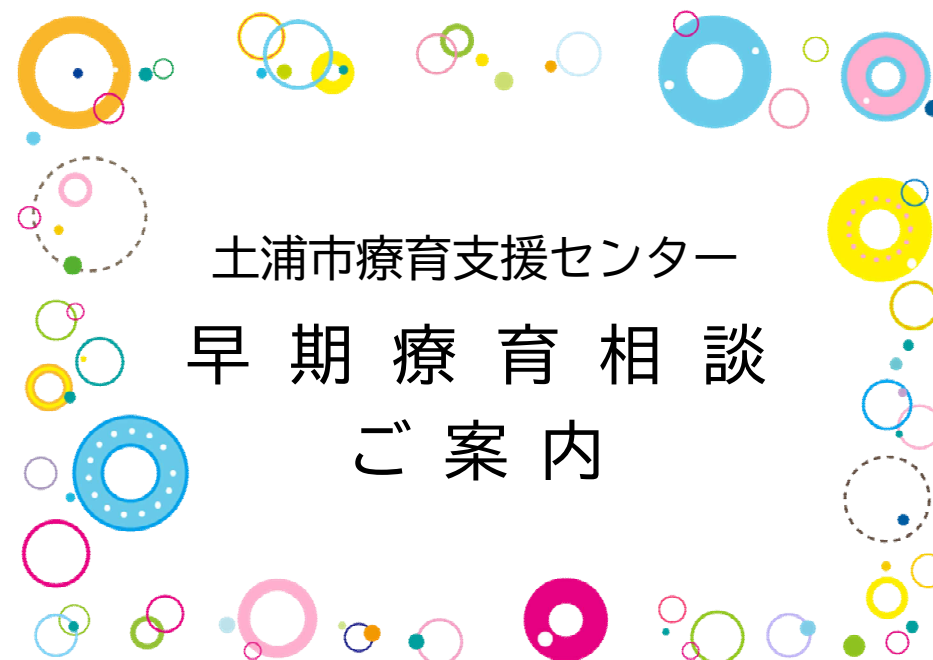
土浦市保健センター3階

電話 029-822-3411

E-mail ryouikusien-c@city.tsuchiura.lg.jp

開所日 月～金(祝日・年末年始を除く)

8:30～17:15



お気軽に
ご相談
ください

土浦市イメージキャラクター つちまる

早期療育相談とは

発達相談・療育相談、障害児相談支援の二つの事業を柱に、土浦市内在住の18歳未満のお子さんの成長や発達にかかわるご相談を個別でお受けしています。また、福祉サービスを利用する場合に、相談支援専門員が利用できる制度やサービスについて説明し、サービス等利用計画の作成を行います。

在籍スタッフ 心理士、療育相談員、相談支援専門員

発達相談・療育相談

お子さんの成長や発達について、専門スタッフが面談などを通して子育ての助言や利用できるサービスの提案などを行っています。

Q どんな相談ができるの・・・？

- *ことばの遅れ
- *発音がはっきりしない
- *お友達ができない
- *集団に参加しづらい
- *視線が合わない
- *動きがぎこちない
- *身近な大人の話すことが理解できない 等
- *吃音がある
- *落ち着きがない
- *かんしゃく
- *こだわりが強い



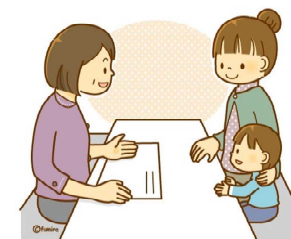
相談のながれ

来所でのご相談を希望される場合は予約が必要になります。

電話で予約



来所してご相談



電話でのご相談も受け付けています。

相談にかかる費用は無料です。

～予約・お問い合わせ～

029-822-3411（早期療育相談）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

障害児相談支援（計画相談）

児童発達支援などの福祉サービスを利用する場合に、どのような福祉サービスや制度を利用できるか、情報提供を行いながらお子さんの状況や保護者の方のご意向を伺いながらサービス等利用計画の作成を行います。サービス開始後も、保護者の方のご相談に応じ、定期的にサービスの見直しを行います。

サービス利用に向けてのご案内

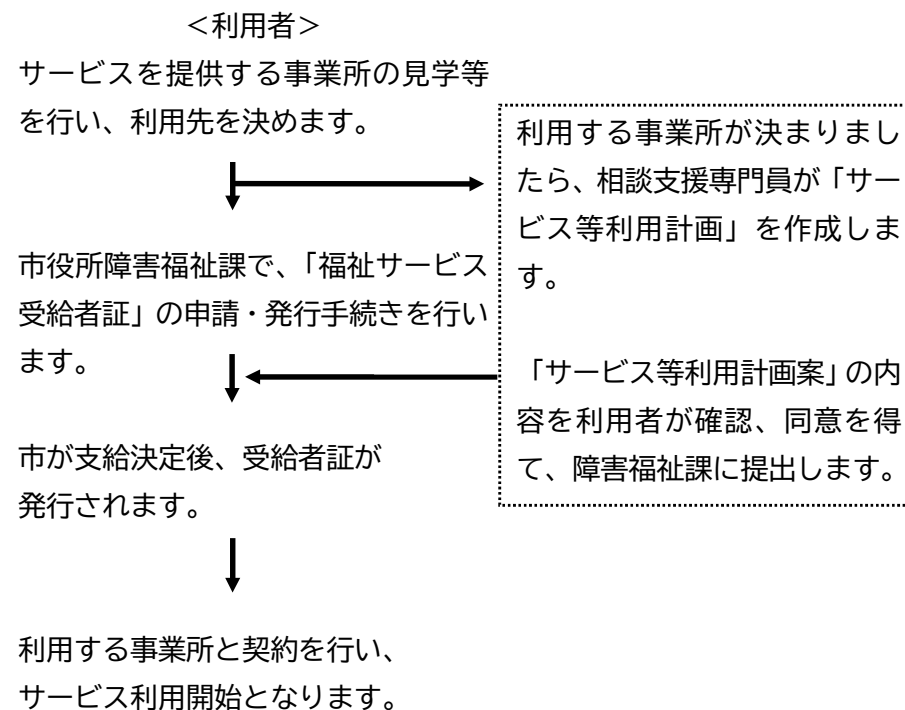
【受給者証の発行について】



サービスを利用される方へ

- ご希望の相談支援事業所の相談支援専門員へご連絡ください。
早期療育相談も相談事業所の一つとなっております。
相談支援専門員が利用者の希望や困りごとを整理するお手伝いをします。その中で、利用できる制度や、サービスについてご説明します。

【サービスを利用する場合】



(早期療育相談) お問い合わせ

☎029-822-3411

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15